

第九十回帝國議會 院 林業會法案委員會會議錄 (速記) 第二一回

付託議案
林業會法案(政府提出)

昭和二十一年八月十九日(月曜日)
午前十時六分開議

出席委員

委員長 森 幸太郎君

理事水口 周平君 理事綿貫 佐民君

理事平野 増吉君 理事氏原 一郎君

稻田 直道君 小柳富太郎君

武田信之助君 小笹 耕作君

太田秋之助君 仲川房次郎君

武藤 常介君 永井勝次郎君

林田 哲雄君 松澤 一君

的場金右衛門君 井出一太郎君

伊藤 實雄君 中島 茂喜君

同月十九日委員清澤俊英君辭任ニ
付其ノ補闕トシテ町田三郎君ヲ議
長ニ於テ選定シテ

出席國務大臣

農林大臣 和田 博雄君

出席政府委員

農林技官 中尾 勇君

農林事務官 平川 守君

本日ノ會議ニ付シテ議案
林業會法案(政府提出)

○森委員長 ソレデハ是ヨリ開會
ヲ致シタイト存ジマス、政府ヨリ
此ノ際提案ノ理由ノ説明ヲ聴取致
シタイト思ヒマス

○和田國務大臣 私ヨリ林業會法

案ノ提出ノ理由ヲ御説明致シマ
ス、林業會法案ノ提案ノ趣旨ノ大
要ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ
御説明申上ゲマシタノデ、今回ハ
其ノ内容ニ付テ補足シテ御説明申
上ゲタイト存ジマス

本法案ノ骨子トシマスル所ハ、
森林所有者ノ團體デアリマスル森
林組合ト、木材業者其ノ他林産關
係業者ノ團體デアリマスル林産組
合トヲ以テマシテ、林業會ヲ組織
致シマシテ、此ノ自主的ノ系統的
團體ノ自治的ノ活動ニ依リマシ
テ、森林ノ造成、林産物ノ生産ノ
確保及ビ配給ノ適正ヲ圖ルコトニ
アルノデゴザイマス、而シテ森林
組合ニ付キマシテハ、現行ノ森林
法ノ規定ニ依リマスルノデ、本法
案ノ内容ト致シマシテハ、主トシ
テ林業會ト林産會ト林産組合ノ組
織ニ關スル規定ガ大部分ヲ占メテ
居リマス、以下法案ノ内容ニ付テ
御説明ヲ申上ゲマス

第一條カラ第六十五條マデハ林
業會ニ關スル規定デゴザイマス、
林業會ハ林業ノ發達ト林産物ノ生
産ノ増強、配給ノ適正ヲ圖ルコト
ヲ目的ト致シマシテ、是ガ爲メ林
業ノ指導獎勵等、指導團體トシテ
ノ一般的事業ト共ニ、林産物ノ自
治統制ニ關スル事業ヲ行フモノデ
ゴザイマス、林業會ハ都道府縣單

位ト、全國單位ニ之ヲ設立致シマ
シテ、其ノ構成員ハ、都道府縣ニ
アリマシテハ都道府縣森林組合聯
合會及ビ本法ニ依リマシテ新タニ
設立サレマスル、都道府縣ヲ地區
ト致シマスル林産組合デゴザイマ
スガ、尙ホ是以外ニ於キマシテ
モ、林業ニ密接ナ關係アル事業ヲ
營ム者ノ加入ヲ認メルコトト致シ
テ居リマス、林業ノ發達、林産物
ノ生産ノ増強、適正ナ配給ノ爲メ
ハ、森林所有者ト林産業者、殊ニ
木材業者トガ十分ニ協調ヲ保ツコ
トガ極メテ緊要デアリマシテ、其
ノ爲メ、是等關係業者ヲ以テ都道
府縣單位ニ林業會ヲ構成スルコト
ガ極メテ有效ト考ヘラレルノデア
リマス、全國單位ノ林業會ハ、都
道府縣林業會ヲ其ノ構成員トシテ
設立セラレルモノデアリマスガ、
之ニ付テモ、其ノ外ニ木材ノ加工
業者等、林業ニ密接ナ關係アル事
業ヲ營ム者ヲモ加入出來ルコトト
致シマシテ、林業關係者ガ一團ト
ナツテ、林業ノ發達ニ努ムル體制
トナルコトヲ期待致シマスルト共
ニ、公正ナ生産配給計畫ノ實施ニ
積極的ニ協力スルコトヲモ、特ニ
期待致シテ居ルノデアリマス

日本林業會ハ林産物ノ生産、配
給消費及ビ價格ニ關スル施策ニ付
キマシテ、政府ニ對シテ其ノ意見

ヲ述べルコトガ出來ルコトト致シ
タノデアリマスガ、之ニ關聯致シ
マシテ、日本林業會ニ林業委員會
ヲ設ケルコトト致シ、林業會ガ政
府ニ意見ヲ述べル際ニハ、豫メ必
ズ此ノ林業委員會ニ諮問シテ、其
ノ意見ヲ徵スベキモノトシタノデ
アリマス、日本林業會ハ、林産物
ノ生産、配給ニ關シマシテ、自治
的統制ノ機能ヲ與ヘラレルコトヲ
豫想致シテ居リマスノデ、之ニ付
テハ生産、配給ノ業者ノ外ニ、廣
ク需要者等ノ關係者ヲモ含メタ委
員會ノ意見ヲ徵スルコトガ適當ト
存ズルノデ、左様ニ致シタノデゴ
ザイマス

第六十六條カラ第八十二條ニ於
キマシテハ、林産組合ニ關スル規
定ヲ設ケテ居リマス、林産組合
ハ、特ニ特色アル團體構成デハア
リマセヌガ、林業會ノ下部機構ト
シテ、木材業者等ノ林産業ノ改良發
達ト林産物ノ生産ノ増強、配給ノ
適正ヲ圖ルコトヲ目的ト致シマシ
テ、林産業ノ指導獎勵及ビ生産配
給ニ關スル適當等ノ自治統制ノ事
業ヲ行フ團體トシテ林産物生産販
賣業者等ヲシテ、業種別ニ設立セ
シメルモノデアリマス

第八十三條カラ第八十五條ハ割
則規定デアリマス、附則ニ於キマ
シテハ第八十七條、第八十八條ガ

木材統制法ノ廢止、日本木材株式
會社及ビ地方木材株式會社ノ解散
及ビ清算ニ關スル規定デアリマ
ス、地方木材株式會社ノ中ニハ、
本法ノ成立ヲ待タズ目下解散、清
算ヲナシツ、アルモノハ相當數ニ
上ルノデアリマスガ、種々ノ事情
ニヨリ手續ノ遅レタ場合ハ、本法
ニ依リ清算ヲ早メルコトガ出來ル
ヤウニ致シテ、會社ノ圓滑ナル解
體ヲ期シテ居ルノデアリマス

第八十九條ト第九十條ハ、木材
統制法ニ依ル木材業、製材業ノ許
可制度ノ存続ニ關スル規定デアリ
マシテ、是ハ自治統制ヲ圓滑ニ運
行セシムル上カラ考ヘマシテ、尙
ホ當分ノ間存続セシメタイト思フ
ノデアリマス、其ノ存續期間ハ、
大體經濟安定本部ノ存續スル期間
ト考ヘテ居ルノデアリマス

第九十一條カラ第九十七條ハ、
現存スル團體ガ本法ノ團體ニ移行
スル場合ニ便宜ナヤウニ、經過的
措置ヲ規定シテ居リマス、尙ホ施
行ノ細目ニ付テハ、勅令ヲ以テ之
ヲ規定スルコトト致シマシタ

以上大要本法案ノ内容ヲ御説明
申上ゲタノデアリマス、何卒十分
御審議ノ上、速カニ御可決アラン
コトヲ希望スル次第デゴザイマス

○森委員長 本日ハ此ノ程度ニ致
シテ置キタイト思フノデアリマス

ガ、尙本御承知ノ通り、委員會ノ速記録ガ非常ニ遅レマシテ、先ノ委員會ノ經過ヲ直チニ知ルコトガ出來得マセヌノデ、各委員會トモ狀況ヲ見マスルト、同ジ質問ガ繰返サレテ居ルノデアリマス、是ハ已ムヲ得ヌト思ヒマスガ、サウ云フ事情デアリマスルカラ、成ベク議事ノ進行ヲ圖ル爲ニ、御缺席ノナイヤウニ御願ヒ致シマシテ、サウシテ先ノ質問者ト重複シナイヤウニ、餘リ極端ニ同一ノ質問ヲ繰返ヘサル、場合ニ於テハ、コチラカラ御注意申上ゲテ、モウ其ノ質問ハ終ツテ居マスト云フコトヲ申上ゲルカモ知レマセヌカラ、成ベク御出席下サイマシテ、質問ガ重ラナイヤウニ御願ヒ致シタイト思フノデアリス、尙ホ色々皆サンニ於テ、資料等ヲ要求サレル御氣持ガアルト思ヒマスノデ、ドウカーツ資料ノ要求ラシテ戴キタイト存ジマス、ソシテ明日ハ午前十時カラ開會致シタイト考ヘテ居リマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時十六分散會